

船舶事故等調査報告書

平成25年4月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第5号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年12月10日 15時00分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市男鹿島西岸 男鹿島灯台から真方位291° 2,020m付近 (概位 北緯34° 39.9′ 東経134° 33.7′)
事故等調査の経過	平成25年1月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	石材砂利運搬船 第六拾天栄丸、488トン
船舶番号、船舶所有者等	132274、天栄興業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	左舷中央部に亀裂
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、石材約1,350tを積載し、船首約3.4m、船尾約5.2mの喫水により、男鹿島西岸において離岸作業中、南方からの強風に圧流され、平成24年12月10日15時00分ごろ浅所に乗り揚げた。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風速 約13m/s 海象：潮汐 上げ潮の初期
その他の事項	船長は、本事故発生場所付近に浅所があることを知っていた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、男鹿島西岸において離岸作業中、風速約13m/sの南風に圧流されたことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、男鹿島西岸において離岸作業中、風速約13m/sの南風に圧流されたため、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 出航作業中は船位を確認し、風に圧流される距離を考慮すること。